

市営運動場

石巻野球場

使用区分		使用料	備考
入場料等を徴収するもの	専用使用 1 日につき	最高入場料又はこれに相当する料金の50人分の額に、当該額に消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する地方消費税の税率を乗じていた額を加算した額	1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。
入場料等を徴収しないもの	専用使用 1 時間当たり	一般・学生	1,000円
		高校生	500円
		中学生以下	210円
			1 時間に満たないときは、1 時間とする。

注 専用使用とは、運動場を専用して使用する場合をいう。

石巻市民プール（表略）

稲井テニスコート（表略）

山下屋内運動場

使用区分		使用料	備考
専用使用 1 時間当たり	昼間	一般・学生	600円
		高校生	450円
		中学生以下	300円
	夜間	一般・学生	800円
		高校生	650円
		中学生以下	500円
照明設備電気使用料 1 時間当たり		200円	1 時間に満たないときは、1 時間とする。夜間使用料には照明設備電気使用料を含む。

注

- 1 専用使用とは、運動場を専用して使用する場合をいう。
- 2 昼間とは、午前 9 時から午後 6 時までをいい、夜間とは、午後 6 時から午後 9 時までをいう。

雄勝グラウンド（表略）